七二七―高速自動車国道に関する件　九
七三〇　不動産特定共同事業法施行規則第十七条第一項第三号の規定に基づく登録証明事業の登録をした件　九
七三一　安全上及び防火上支障がない構造の蓄電池を指定する件　九
七三二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　一一　六
七三三　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　六
七三四　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件　一六　三
七三五　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　四
七三六　船員に関し事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針及び船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示　一七　160　三〇
七三七―高速自動車国道に関する件　一七　五
七四〇　〃　一八　五
七四一　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二二　四
七四二　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　二三　六
七四三　女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二四　六
七四四　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二四　七
七四五　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二四　七
七四六　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二四　七
七四七　自動車整備士登録試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二八　三
七四八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二八　三
七四九　高速自動車国道に関する件　三〇　七
七五〇―船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件　三一　六
七五四―船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件　三一　七
七五八　昭和五十六年建設省告示第十六百二十七号の一部を改正する件　三一　七
七五九　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件　三一　七
七六〇　船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する告示　三一　八
○観光庁
一一〇　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二四　七
○気象庁
四　気象測器の型式を証明する件　一四　五
五　登録検定機関代表者変更　二二　四
○海上保安庁
八六
八八―航路標識に関する件　三　六
八九　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　三　七
九〇　水路測量の実施に関する件　一六　四
九一
九二　航路標識に関する件　一六　五
九三　水路測量の実施に関する件　一八　六
○環境省
八五　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一〇　六
八六　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一〇　六
八七　福島県双葉郡双葉町の特別地域内除染実施計画を公告する件　三一　171　二七
○原子力規制委員会
四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示　九　一〇
○防衛省
一一二　漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件の一部を改正した件　二　五
一一三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、使用条件変更及び追加提供が決定された件　二　六
一一四　漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件　四　五
一一五―海上における射撃訓練等を実施する件　七　六
一一八―海上における射撃訓練を実施する件　七　六
一一九
一二〇―海上における射撃訓練を実施する件　七　六
一二一
一二四―海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　一〇　六
一二五
一二六―海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一〇　七
一三七　漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた件の一部を改正した件　一六　五
一三八　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、使用条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件　一六　六
一四一―海上における射撃訓練を実施する件　一八　六
一四二　〃　二二　五